

平成 26 年 2 月 28 日

関係者各位

フロンティア株式会社
代表取締役 高橋 政裕



消費税増税に伴う弊社サービスの消費税率対応について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社サービスにつきまして、ご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2013 年 10 月 1 日に閣議決定された「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」（以下、「改正消費税法」）により、2014 年 4 月 1 日から消費税率が現行の 5% から 8% へ引き上げられることが正式に発表されました。

これに伴う弊社におけるサービスの、消費税等の取扱いにつきまして、下記の通り対応させていただきます。

2014 年 3 月 31 日までに提供予定のサービス費用
現行の消費税率 5% で御請求させていただきます。

2014 年 4 月 1 日以降に提供予定のサービス費用
改正消費税法に基づき、消費税率 8% で御請求させていただきます。

なお、2014 年 4 月 1 日以降に提供予定のサービスおよびサポートを、既に現行の消費税率 5% でご契約・ご購入いただいている場合は、改正消費税法に基づく新税率 8% と旧税率 5% との差額を別途ご請求させていただくことになります。

該当のお客様に対しましては、ご面倒をおかけいたしますが、改正消費税法に沿った適正な運用を行うため、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

注 1. 2014 年 3 月 31 日の段階で残っている成果報酬分を御一括で御入金御対応をいただけるお客様に関しましては旧税率 5% にて対応も致しますので御相談下さい。

注 2. 2015 年 10 月に予定されている消費税率 8% から 10% への引き上げに関しましては、正式に閣議決定した段階で、あらためて当社の対応方法をご通知させていただきます。そのため、当面の間、2015 年 10 月以降の期間にかかる部分も、消費税率は 8% として計算させていただきます。